

所得控除の概要

| 種類 | 控除を受けられる場合 |
|--------------|--|
| 雑損控除 | 災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 |
| 医療費控除 | 一定額以上の医療費等の支払がある場合 |
| 社会保険料控除 | 健康保険料や国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの支払（扶養親族の分を含む。）がある場合 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある場合 |
| 生命保険料控除 | 新（旧）生命保険料や介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の支払がある場合 |
| 地震保険料控除 | 地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合 |
| 寄附金控除 | 国に対する寄附金やふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）、特定の政治献金などがある場合 |
| 寡婦控除・ひとり親 | あなたが寡婦又はひとり親である場合 |
| 勤労学生控除 | あなたが勤労学生である場合 |
| 障害者控除 | あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 |
| 配偶者控除 | 控除対象配偶者がいる場合 |
| 配偶者特別控除 | あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下である場合 |
| 扶養控除 | 控除対象扶養親族がいる場合 |
| 特定親族特別控除 | 生計を一にする特定親族（19歳～22歳）の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下である場合 |
| 基礎控除 | 合計所得金額に応じて一定の金額を控除 |